

館林市パブリックコメント募集結果報告書

募集案件		館林市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
募集期間		令和4年10月3日 ～ 令和4年10月21日
募集結果	提出者数	1人
	意見数	3件
	提出方法内訳	郵送 3件・FAX 0件・メール 0件・直接 0件
市の対応状況		①反映させた意見数： 0件 ②反映させられなかった意見数： 3件
意見等の概要と市の考え方		
整理番号	意見等の概要	市の考え方
1	政令で定める数未達の個人情報ファイルについても、ファイル簿を作成し、公表することのことだが、黒塗り等で非開示と同然の結果になるのであれば、衡平が市民間で保持できるか否かが怪しくなるので、適正化の確保を主眼に開示をされるように求める。	個人情報ファイル簿とは、市の保有する個人情報ファイルの内容（利用に供される事務、利用目的、記録項目等）を広く市民に知らしめるため、作成し、公表するものであって、特定の個人が識別される情報を記載するものではありません。
2	開示請求に係る費用について、手数料は無料、実費徴収とあるが、閲覧は無料とされても、第三者に説明するためには複写が必要となり、実費を支払うことになるのではないか。	地方公共団体の提供するサービスは市民が納める税金で賄われており、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。そのため、実費については負担していただくものとします。
3	諮問ができる機関が設置されることのことだが、審査会が形式審査になるのではなく、	適正な調査審議に努めます。

	適正審査されるよう求める。	
素案修正概要		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
—	—	—
問い合わせ： 実施担当課名 行政課 電 話 番 号 0 2 7 6 - 7 2 - 4 1 1 1 (内線 3 3 3) F A X 番 号 0 2 7 6 - 7 2 - 3 2 9 7 E - m a i l gyosei@city.tatebayashi.gunma.jp		